資料5－5（参考資料）

食衛第643号
令和3年9月3日

北海道環境審議会
会長　中村 太士　様

北海道知事 鈴木 直道

温泉法の規定に基づく許可申請について（諮問）

温泉法第3条及び第11条の規定に基づく許可について、次のとおり申請がありましたので、許可申請に対する処分について諮問します。

議案番号	申請者	申請地	種別	保健所	備考
12	株式会社渋谷建設	虻田郡倶知安町字山田63番1	掘削	倶知安	
13	NISEKO POWDER HOLDINGS株式会社	虻田郡倶知安町字山田167番6	掘削	倶知安	
14	Clean Energy Japan株式会社	虻田郡倶知安町字樺山65番112	掘削	倶知安	
15	ウエスト カナダ プロパティーズ 株式会社	虻田郡倶知安町字山田189番地8	掘削	倶知安	
16	ウエスト カナダ プロパティーズ 株式会社	虻田郡倶知安町字山田191番56	掘削	倶知安	
17	Twin Roses合同会社	虻田郡倶知安町字山田230番1	掘削	倶知安	
18	株式会社 NISEKO ALPINE DEVELOPMENTS	虻田郡倶知安町字山田193-9	掘削	倶知安	
19	合同会社 ヒラフ	虻田郡倶知安町字樺山39番1	掘削	倶知安	
20	[redacted]	虻田郡倶知安町字樺山4番9	掘削	倶知安	
21	CODE FARM 株式会社	空知郡上富良野町1636番92	掘削	富良野	
22	A&K 合同会社	虻田郡倶知安町字山田190番35	動力装置	倶知安	
23	ROOFTOP RE JAPAN PTE.LTD.	虻田郡倶知安町字山田193番37	動力装置	倶知安	
24	東武緑地株式会社	夕張郡由仁町伏見127番	動力装置	岩見沢	
25	Yamada Investments特定目的会社	虻田郡倶知安町字山田181番55	動力装置	倶知安	
26	弟子屈町	川上郡弟子屈町 国有林 根釧西部森林管理署4302林班 れ小班、う小班、な小班、そ小班、の小班 4287林班 は小班	掘削	釧路	地熱開発関係
27	三井石油開発株式会社	磯谷郡蘭越町字日出563－1［NR-C1ST］	掘削	倶知安	地熱開発関係

環　境　審　第　9　号

令和３年（2021年）９月８日

北海道知事　鈴木　直道　様

北海道環境審議会 会長　中村　太士

温泉法の規定に基づく許可申請について（答申）

令和３年（2021年）９月３日付け食衛第６４３号で諮問がありましたこのことについて、別添１のとおり答申します。

（別添1）

令和3年度（2021年度） 第2回北海道環境審議会温泉部会 答申内容

開催年月日：令和3年9月3日（金）

次の12件の温泉の掘削許可申請及び4件の動力装置許可申請については、申請どおり許可して差し支えないものと認める。ただし、議案第12号から第27号には次の意見を附すものとする。

議案番号	申請者	申請地	種別	許可の条件	附帯意見（詳細別紙のとおり）												
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	他
12	株式会社渋谷建設	虻田郡倶知安町字山田63番1	掘削	A	○		○	○	○	○							
13	NISEKO POWDER HOLDINGS 株式会社	虻田郡倶知安町字山田167番6	掘削	A	○		○	○	○	○							
14	Clean Energy Japan株式会社	虻田郡倶知安町字樺山65番112	掘削	A	○		○	○	○	○							
15	ウエスト カナダ プロパティーズ 株式会社	虻田郡倶知安町字山田189番8	掘削	A	○		○	○	○	○							
16	ウエスト カナダ プロパティーズ 株式会社	虻田郡倶知安町字山田191番56	掘削	A	○		○	○	○	○							
17	Twin Roses合同会社	虻田郡倶知安町字山田230番1	掘削	A	○		○	○	○	○							
18	株式会社 NISEKO ALPINE DEVELOPMENTS	虻田郡倶知安町字山田193番9	掘削	A	○		○	○	○	○							
19	合同会社 ヒラフ	虻田郡倶知安町字樺山39番1	掘削	A	○		○	○	○	○							
20	[redacted]	虻田郡倶知安町字樺山4番9	掘削	A	○			○	○								
21	CODE FARM 株式会社	空知郡上富良野町1636番92	掘削	A	○		○	○	○								
22	A&K 合同会社	虻田郡倶知安町字山田190番35	動力装置	－			○			○	○	○					
23	ROOFTOP RE JAPAN PTE. LTD.	虻田郡倶知安町字山田193番37	動力装置	－			○			○	○	○					
24	東武緑地株式会社	夕張郡由仁町伏見127番	動力装置	－							○	○					
25	Yamada Investments特定目的会社	虻田郡倶知安町字山田181番55	動力装置	－			○			○	○	○					
26	弟子屈町	川上郡弟子屈町 国有林 根釧西部森林管理署 4302林班 れ小班、う小班、な小班、そ小班、の小班 4287林班 は小班	掘削	A	○								○	○	○	○	
27	三井石油開発株式会社	磯谷郡蘭越町字日出563－1［NR-C1ST］	掘削	A	○								○	○	○	○	

【別紙】

許可の条件及び付帯意見の詳細

○許可条件

A 掘削中に可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認した場合には直ちに工事を中止し、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告すること。

○附帯意見詳細

①揚水量等の管理

温泉の保護と適正利用の観点から、流量計、温度計、水位計及び圧力計等の設置を計画し、源泉の揚水状態を記録するなどして、自主管理を行うよう指導すること。

②防災上の注意等

掘削中、孔内の洗浄中、揚湯試験及び噴出試験中に、可燃性天然ガス等が確認された場合、噴出には十分注意すること。また、温泉水に可燃性天然ガスが付随する可能性が高いことから必要に応じた設備の設置を計画するとともに、揚水試験時に付随ガスが確認された場合には、ガス量の測定と成分分析及び可燃性メタンガスの濃度の測定を必ず実施するよう指導すること。

③周辺への騒音等の注意

当該地域は住宅地であり、掘削(増掘・動力装置の設置)を行う際には騒音、振動に十分注意するよう指導すること。

④影響試験等の実施

動力装置許可申請の際には、揚水試験・影響試験指針に基づく揚水試験の実施のほか、自己源泉を含む既存源泉との影響試験についても、十分な試験を行うよう指導すること。

⑤利用計画

利用計画量については確約されたものではない旨を伝えるとともに、温泉の保護と適正利用の観点から利用計画量の縮減に努めるよう指導すること。

⑥附近源泉の同意等

同意が得られていない附近源泉の所有者または採取者から同意を得るよう、引き続き努力するよう指導すること。

⑦動力装置申請時の揚水量等の管理

温泉の保護と適正利用の観点から、流量計、温度計、水位計及び圧力計等の設置を計画し、源泉の揚水状態を記録するなどして、自主管理を行うよう指導すること。

⑧ガス対策

温泉水に可燃性天然ガスが付随していることから、温泉利用計画にあたっては、源泉所有者(源泉利用者)として、ガス対策については十分に注意するよう指導すること。

⑨モニタリングの実施

既存源泉への影響判断のためのモニタリングを十分に実施するように指導すること。また、モニタリング結果については、その評価結果を加えて北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告するよう指導すること。

⑩温泉への影響の報告

モニタリング調査等において、温泉に影響を与える可能性を示すデータが得られた場合は、速やかに北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告するとともに、原因に係る調査を実施するよう指導すること。

⑪噴出試験の報告等

噴出試験の実施に当たっては、試験の実施日、噴出等の期間、方法及び噴出量等の規模等の計画を事前に北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課へ連絡するとともに、試験の結果にその評価を加え、報告するよう指導すること。

⑫関係者間の合意形成

開発計画や温泉モニタリング等の各種調査や噴出試験等に係る情報について、自治体、地域住民、温泉事業者などの関係者間で情報共有を図るとともに、現時点での調査結果や知見に基づいて、今後の進め方等を協議するなど、関係者の理解と合意形成に努めるよう指導すること。